

伊 勢 市 公 報

第 286 号
平成 29 年 10 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市議会基本条例	2
○ 伊勢市議会議員政治倫理条例	10
議会規則	
○ 伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則	14
告 示	
○ 道路の区域変更について	21
○ 道路の供用開始について	22
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	23

伊勢市議会基本条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第32号

伊勢市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第7条）

第3章 市民と議会の関係（第8条・第9条）

第4章 議員の定数及び報酬（第10条・第11条）

第5章 議会と市長等との関係（第12条）

第6章 議会の運営（第13条－第16条）

第7章 政務活動（第17条）

第8章 議会の体制整備（第18条－第20条）

第9章 議員の倫理（第21条）

第10章 議会事務局等の充実（第22条・第23条）

第11章 補則（第24条・第25条）

附則

伊勢市議会は、二元代表制の下、また、地方分権及び地方創生に係る積極的な関与を求められる中、その役割を最大限に果たすため「改革先行型」で、かつ継続して制度改革及び活性化に取り組んできた。

これからの伊勢市議会は、市民への情報の提供と市民との情報の共有化を図りながら、市民の市政への積極的な参加を求め、かつ議会の議員同士が自由闊達な討議を通し、市政に係る論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、課題解決のために、さらに政策の立案及び提言ができる議会を目指す必要がある。

また、伊勢市議会及び議員は、公正性かつ透明性を堅持し、さらに市民に開かれた信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところ

である。

このような認識のもと、伊勢市議会は、地方自治の時代にふさわしい市政の確立に向け、不断の努力を重ねることを誓うとともに、議員各自がその自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示し、ここに伊勢市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、伊勢市議会（以下「議会」という。）及び議会の議員（以下「議員」という。）の活動原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民の福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会であること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (4) 議長又は副議長を選出するときは、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を推進しなければならない。

- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふ

さわしい活動をしなければならない。

- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

(議会の役割)

第4条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。

- 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

(議長の責務と役割)

第5条 議長は、議会において中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

(大規模災害時の議会の対応)

第6条 議会は、大規模災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。

- 2 大規模災害への対応について基本的な事項は、別に定める。

(会派)

第7条 議員は、同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会の会議は、原則として公開とする。

- 2 議会は、その活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議会は、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。

4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見及び政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。

(請願及び陳情)

第9条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願をする者に対して説明及び意見陳述を行う場を設けることができる。

第4章 議員の定数及び報酬

(議員の定数)

第10条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び類似団体との比較検討結果等を十分に考慮するとともに、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議員の定数については、別に条例で定める。

(議員報酬)

第11条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けたその職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第12条 議会の会議における議員と市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）の質疑応答は、市政上の論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

2 議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

- 3 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

第6章 議会の運営

(法第96条第2項の議決事件)

第13条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。

- 2 前項の規定による議決事件に関しては、別に条例で定める。

(定例会の回数及び会期)

第14条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等に当たり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定するものとする。

- 2 定例会の招集の回数については、別に条例で定める。

(予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請)

第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

(委員会)

第16条 常任委員会及び特別委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。

- 2 常任委員会は、積極的に継続調査事項を定めるものとする。

第7章 政務活動

(政務活動)

第17条 会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査、研究その他の活動を行わなければならない。

- 2 議会は、会派により行われた調査、研究その他の活動の成果を共有するよう努めるものとする。

3 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

第8章 議会の体制整備

(議員研修)

第18条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

(議会改革への取組)

第19条 議会は、その改革に継続的に取り組むものとする。

(広報広聴機能の充実)

第20条 議会は、議案審議の結果等について、多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、議会に対する市民の意向の把握に努めるものとする。

3 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報広聴に係る特別委員会を設置するものとする。

4 広報広聴に係る特別委員会については、別に定める。

第9章 議員の倫理

(議員の倫理)

第21条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。

2 議員の倫理については、別に条例で定める。

第10章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第22条 議会は、議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第23条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、

市民及び市の職員の利用に供するものとする。

- 2 議会図書室の管理及び運営については、別に定める。

第11章 補則

(他の条例との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(見直し手続)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正等をするものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

伊勢市議会議員政治倫理条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第33号

伊勢市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、伊勢市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の倫理意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く認識し、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を厳守するとともに、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、職務の公正を疑われるような金品の授受をしないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、特定の個人の推薦又は紹介をしないこと。
- (4) 市から補助金等の交付を受けている団体を代表する役員に就任しないこと。
- (5) 市税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

(審査の請求)

第4条 市民又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあつては地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第18条に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署を、議員にあつては2会派以上かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

2 議長は、前項の規定による審査の請求を受けたときは、その書面の写しを添えて次条に規定する伊勢市議会議員政治倫理審査会に審査を付託する。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求があつたときは、伊勢市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員の数は、9人以内とし、議員の中から議長が指名する。

3 前条第1項の規定により審査の請求をした者は、審査会の委員となることができない。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門的知見の活用)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、法第100条の2の規定により、学識経験者等に審査の請求があつた事案について調査をさせることができる。

(調査の協力義務)

第7条 第4条第1項の規定による審査の請求の対象となつた議員は、審査会又は前条に規定する学識経験者等から要求があるときは審査に関係する資料を提出し、又はそれぞれの会議に出席して意見を述べる等必

要な調査に協力しなければならない。

(審査結果の報告等)

第8条 審査会は、第4条第2項の規定による審査の付託を受けた事案の審査を終えたときは、議長にその報告をしなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告が提出されたときは、これを第4条第1項の規定により審査の請求をした者に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

(議会の措置)

第9条 議会は、前条第1項の規定による審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、第4条第1項の規定により審査の請求を受けた議員が政治倫理基準に違反したものと認めるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則をここに公布する。

平成29年 9 月29日

伊勢市議会議長 浜 口 和 久

伊勢市議会規則第 1 号

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市議会議員政治倫理条例（平成 29 年伊勢市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市税等の種類)

第 2 条 条例第 3 条第 5 号に規定する市税等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人・法人市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 都市計画税
- (5) 国民健康保険料
- (6) 介護保険料
- (7) 水道料金
- (8) 下水道使用料

(審査の請求の手続)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定により審査の請求をしようとする代表者は、審査請求書（様式第 1 号）に、条例第 3 条に規定する政治倫理基準の違反を疑うに足る事実を証明する資料のほか、市民による審査の請求にあつては、審査請求署名簿（様式第 2 号）を添えて伊勢市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

2 審査請求書には、市民又は議員の代表者（以下「審査請求代表者」という。）が、署名及び押印しなければならない。この場合において、審査請求署名簿及び議員の連署における署名についても、同様とする。

(審査請求書等の受理等)

第4条 議長は、前条第1項の規定により審査請求書の提出があったときは、その記載事項及び添付資料並びに審査請求をする者の資格等を審査し、受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 議長は、前項の規定により審査した結果、審査請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該審査請求代表者に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。

3 議長は、審査請求代表者が前項の求めに従わなかった場合は、当該審査の請求を受理しないことができる。この場合において、その旨を審査請求代表者に書面により通知するものとする。

(審査会の組織)

第5条 条例第5条第1項に規定する伊勢市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審査会の委員の任期は、条例第5条第1項の規定により審査会を設置した日から条例第8条第1項の規定により当該審査の結果を議長に報告した日までとする。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の4分の3以上の賛成で決する。この場合において、会長は、委員として表決に加わることができる。

(審査会の公開及び傍聴)

第7条 審査会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。

2 審査会の傍聴については、伊勢市議会傍聴規則（平成17年伊勢市議会規則第2号）の例による。

（意見の開陳）

第8条 審査会は、条例第4条第1項の規定により審査の請求を受けた事案について審査を行うに当たっては、当該議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

（審査結果の報告）

第9条 条例第8条第1項の規定による審査の結果の報告は、審査結果報告書（様式第3号）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第8条第2項の規定による公表の方法は、市議会のホームページへの掲載等により行うものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

（審査会の招集の特例）

2 この規則の施行の日後に最初に開かれる審査会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、議長が行う。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

伊勢市議会議長 様

（審査請求代表者）

住所

氏名

⑩

審 査 請 求 書

伊勢市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査の請求の対象となる議員	
政治倫理基準に違反していると認められる内容	
政治倫理基準に違反していると認められる根拠	伊勢市議会議員政治倫理条例第3条第 号
政治倫理基準に違反していると認めるに足る事実を証する資料	

様式第2号（第3条関係）

審 査 請 求 署 名 簿

伊勢市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定により、議員
に係る審査を請求するために署名します。

併せて、伊勢市議会議長が、伊勢市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であるか確認を求めることについて、同意します。

選挙人 である ことの 確認欄	番号	署名 年月日	住 所	氏 名	④

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すること。
2 氏名は、自署すること。
3 選挙人であることの確認欄は、記入しないこと。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

伊勢市議会議長 様

伊勢市議会議員政治倫理審査会

会 長

㊟

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付けで審査請求のあった件について、伊勢市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 審査請求の対象議員

2 審査の結果

伊勢市告示第 97 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 9 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 10 号線	小俣町宮前 597 番 地先から	旧	4.3	72.1
		小俣町宮前 599 番 1 地先まで	新	4.3～4.9	83.8

伊勢市告示第 98 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 9 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣 10 号線	小俣町宮前 597 番地先から 小俣町宮前 599 番 1 地先まで	平成 29 年 9 月 25 日

伊勢市消防本部公告第3号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成29年9月21日

伊勢市消防長 坂口典生

1 指定催しの会場

高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線（曾祢交差点周辺）～伊勢市駅周辺
（別紙）

2 指定催しの名称

伊勢まつり

3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 東 友章

三重県商業協同組合 武田 馨

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。